

長崎市総合教育会議運営方針

平成27年5月18日決定

（趣旨）

第1条 この方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和22年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき設置される総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市長が招集し、これを主宰する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見の聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴については、長崎市教育委員会傍聴人規則（昭和27年長崎市教育委員会規則第4号）を準用する。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、ホームページ等によりこれを公表するものとする。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、企画政策部都市経営室において処理する。

（委任）

第9条 この方針に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。